

掛川市条例第23号

掛川市営住宅管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

掛川市長

(別紙)

掛川市営住宅管理条例等の一部を改正する条例

(掛川市営住宅管理条例の一部改正)

第1条 掛川市営住宅管理条例(平成17年掛川市条例第144号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
(住宅入居の手続き) 第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続きをしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める <u>2人の連帯保証人が連署した請書を提出すること。</u> (2) (略) 2 (略) 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の <u>連署を必要としないこととし、又は連帯保証人を1人とすることができる。</u> 4～6 (略)	(住宅入居の手続き) 第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続きをしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人が連署した請書を提出すること。 (2) (略) 2 (略) 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の <u>連署を必要としないことができる。</u> 4～6 (略)

(掛川市再開発住宅管理条例の一部改正)

第2条 掛川市再開発住宅管理条例(平成17年掛川市条例第145号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(入居の手続き)</p> <p>第8条 再開発住宅の入居決定者は、入居決定書の交付を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続きをしなければならない。</p> <p>(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、指定管理者が<u>適当と認める2人の連帯保証人の連署する請書を提出すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する請書に<u>連帯保証人の連署を必要としないこととし、又は連帯保証人を1人とすることができる。</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(入居の手続き)</p> <p>第8条 再開発住宅の入居決定者は、入居決定書の交付を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続きをしなければならない。</p> <p>(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、指定管理者が<u>適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する請書に<u>連帯保証人の連署を必要としないことができる。</u></p> <p>4・5 (略)</p>

(掛川市住環境整備モデル住宅管理条例の一部改正)

第3条 掛川市住環境整備モデル住宅管理条例（平成17年掛川市条例第146号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(入居の手続き)</p> <p>第8条 モデル住宅の入居決定者は、入居決定書の交付を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続きをしなければならない。</p> <p>(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、指定管理者が<u>適当と認める2人の連帯保証人の連署する請書を提出すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、特別の事情があると認める者</p>	<p>(入居の手続き)</p> <p>第8条 モデル住宅の入居決定者は、入居決定書の交付を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続きをしなければならない。</p> <p>(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、指定管理者が<u>適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、特別の事情があると認める者</p>

に対しては、第1項第1号に規定する請書に連帯保証人の <u>連署を必要としないこととし、又は連帯保証人を1人とすることができる。</u>	に対しては、第1項第1号に規定する請書に連帯保証人の <u>連署を必要としないことができる。</u>
4・5 (略)	4・5 (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。